

令和 8 年 6 月 犬 山 市 議 会 定 例 議 会 会 議 録

第 4 号 6 月 17 日（水曜日）

◎議事日程 第 4 号 令和 8 年 6 月 17 日 午前 10 時開議

第 1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第 1 一般質問

◎出席議員（18 名）

1 番	丸 山 幸 治 君	10 番	玉 置 幸 哉 君
2 番	ビアンキ 恵 子 君	11 番	岡 覚 君
3 番	増 田 修 治 君	12 番	岡 村 千 里 君
4 番	光 清 毅 君	13 番	鈴 木 伸 太 郎 君
5 番	小 川 隆 広 君	14 番	沼 靖 子 君
6 番	島 田 亜 紀 君	15 番	久 世 高 裕 君
7 番	諏 訪 毅 君	16 番	柴 山 一 生 君
8 番	小 川 清 美 君	17 番	柴 田 浩 行 君
9 番	畑 竜 介 君	18 番	大 沢 秀 教 君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	上 原 眞由美 君	議 事 課 長	大 鹿 真 君
統 括 主 査	神 林 亜 弥 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	勝 村 偉 公 朗 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟 橋 正 人 君	ふくし部長	前 田 敦 君
子ども健康部長	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	加 藤 憲 夫 君	消 防 長	長 谷 川 敦 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	川 村 和 哉 君
経営改善課主幹	一 柳 佳 誉 君	総 務 課 長	藤 村 崇 司 君
防災交通課長	吉 野 勲 君	子育て支援課長	高 橋 正 直 君

子育て支援課主幹	中村美和君	子ども未来課長	山本直美君
子ども未来課主幹	伊藤真弓君	都市計画課長	高木誠太君
整備課長	高橋秀成君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育課主幹	梅田理奈子君	歴史まちづくり課長	渡邊樹君

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。14番、沼靖子議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

14番 沼靖子議員。

◎14番（沼靖子君） 皆さん、おはようございます。14番、清風会、沼靖子です。本日は、議長のお許しをいただきまして、3件の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、件名1です。子ども食堂についてです。

私、最近、幾つかの子ども食堂の立ち上げや開催に関わらせていただきました。その中で、地域には子どもたちを支えたいという、何かできることをしたいねという思いを持った方がいます。実際に始めようとするには、じゃあ、一体どこに相談したらいいんだろう、何から始めればいいんだろう、そういうことが分からずに、手探りで始めざるを得ない、進めざるを得ないという状況があるということを感じました。

子ども食堂というのは、単に食事を提供する場所ではありません。私もこの活動を調べるに当たって知ったのですが、県には、子ども食堂のガイドブックというものがございまして、今こちらを皆様のお手元のほうにタブレットのほうで示させていただいております。ご参考までにご覧いただきながらお話を聞いていただければと思います。

いろんな波及効果があるんです。地域住民の交流の場であったり、孤食、孤独の老人の方の支えの場であったり、私も立ち上げたいという方と一緒に、どんなもんか一遍見に行ってみようかということで、別の立ち上げておられる団体さんのところに見に行かせてもらいました。そこには本当に子どもだけじゃなくて、親子だったり、ご高齢の方であったり、单身の方であったり、いろんな方がいらっちゃって、そういうふうな交流の場というものがありました。

本当に高齢者のサロンが今、犬山では活発なんですけど、それぐらい子ども食堂とか、そういう子どもを含めた多世代の交流が活発になればいいなと、その頃に思った記憶がございします。

一方で、子ども食堂の活動は、子育て支援ということで位置づけるものということで、よ

くCMでも流れてはいるんですが、そうではないかと。先ほどから申しますように、地域福祉であったり、青少年の健全の問題であったり、市民活動、公共施設の利活用、学校との連携、複数の分野にまたがるのではないかと思います。

まず、質問の要旨1です。子ども食堂の立ち上げについて、まず1番目に、食堂の実態把握が行われているかについて伺いたいと思います。

子ども食堂の実態の把握されているかどうかについて、まず、要旨1点目で伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） おはようございます。ご質問にお答えします。

子ども食堂については、市が許認可等を行う性質のものではないため、市内で実施している子ども食堂を市が全て把握しているものではありません。例年5月頃に県から県が把握している市内の子ども食堂の状況について確認の依頼があります。今年度は9か所の子ども食堂の運営者に状況の照会を行い、実態のほうを把握しております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。子ども食堂は、市が認可するものではないということで、9か所、私も数を順番に追って行って9か所、今あるんだということで、そういう運営の方々へのご尽力に感謝をしたいと思います。

実態を把握していく段階に当たって、多分いろんな課題が出てくると思いますので、それぞれの地域での課題であったり、工夫であったり、そういったものをこれからシェアできる段階に持っていけたらいいなと私自身思っております。再質問はございません。

では次に、要旨2です。立ち上げを希望する市民や団体への相談窓口についてです。

特に私の近くで立ち上げを考えていたという方と、ちょっと対話をしたんですが、ずっと思いの中ではくすぶっていた。どういうふうに立ち上げよう、どうやってメンバーを集めよう。ましてやボランティアだから、どうやってお願いをしに行こう、そういうことをずっともやもや考えていた。だけど、その気持ちって、いつまでたっても持っておるんだったら、やるしかないよねということで、私は背中を押ささせていただきました。希望する立ち上げの方がさ迷わない。立ち上げたいという気持ちを、どこの窓口に行っていけばいいかわからない。皆さん口をそろえておっしゃっていました。

実際に始めようとする方々の市民皆さんの立ち上げ、そういったものが、どの部署が受け止めて、どのように所管管轄するものと考えているのか。あと、子ども食堂を始めたい市民の皆さんがいた場合、市として最初に相談する窓口はどこなのか、お伺いいたします。要旨2です。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、子ども食堂の活動は形態も様々で、子育て支援のみにとどまるものではないと認識をしています。しかし、子ども食堂が始まった意義などを踏まえると、相談窓口については子育て支援課でと考えております。子ども食堂の立ち上げ、運営には、衛生管理や不測の事態に備えての保険など、様々なノウハウが必要になってくるため、市ではお答えできるもの、できないものが出てくるとは考えますが、まずはご相談いただければと考えております。

その際には必要に応じて市内の連絡調整や愛知県社会福祉協議会が、あいち子ども食堂応援ポータルサイトや、ボランティアセンター内に子どもの居場所応援プラザなどを開設し、子ども食堂に特化した支援を行っていますので、そちらのご案内などもさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 始めたい方にとって、とても大事なことだと思います。こういうものが、愛知県には用意してございます。年々最新なものを更新されておりますので、ぜひこういうものをお示しいただきながら、民間の団体です、これは民間の団体なんですけど、市民活動が活発な犬山市だからこそ、そういったところの側面からも、積極的に進めていただければなと私は思っております。

では、次の活動の周知の進め方ということです。

こちらの子ども食堂を開いたが、次に何が問題としてぶち当たったかと言うと、周知をどうしていこう、思いがある、ボランティアさんが集まる、さあやってみようとはなったものの、果たしてどうやって広めていこうか。もちろん希望があって立ち上がったところは、もう、私たち行くよというふうにメンバーさんも集まって、参加者の子どもたちも集まって、ある意味、子ども会の別の姿なのかなという面もあるんですが、自分たちでただ立ち上げた、子どもたちに何かしてあげたい、地域のために何かしてあげたい、そういう方たちの周知の活動はやっぱりぶち当たった壁だったんですね。子ども食堂を開いても、その情報が子どもや保護者に届かない、そういうふうに必要としている人に届いてほしいというのが、一番の課題でした。

実際、羽黒地区で南部公民館を使って子ども食堂を実施したというところに立ち会わせていただいたんですが、やはりここでも、どういうふうに保護者に知らせるかというところが、課題でございました。もちろん学校にチラシだったり周知だったりお願いするにしても、学校には学校のルールがあったり、ご負担があります。そのことも十分理解しております。ただ、届いてこそ子ども食堂なんですね。開いてるよ、ここにあるよということが分からなければ、始まらないと私は思っています。

市として、周知の活動のためにどのようなことが支えていただけるか、考えられるか、お伺いしたいと思います。質問します。要旨3の質問です。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

子ども食堂を開設してもなかなか周知できず、あまり子どもが来てくれないということも

あるとは聞いております。子ども食堂の周知については、その情報を必要としている子どもやその保護者に直接お知らせするのが効果的と考えております。

効果的に周知を行える場所としては、児童センターや学校等が考えられます。公の施設でのチラシの配布やポスター設置などについては、その施設ごとの考え方やルールがありますが、子ども食堂のチラシについては、児童センターや子ども未来園、学校で配布をできるよう調整のほうをしていきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 周知について門戸を広げていただけるというご答弁だと理解しております。今回もやっぱり任意団体ということで、どこのどなたか分からないということも発生したんです。なので、ちょっとそこは私が付き添ったところもあったんですけど、子ども食堂というのが、こういうふうに広がっているよって、高齢者サロンと一緒に、子ども食堂がこんなに広がってるんだよということが周知されれば、ああ、あその子ども食堂ね、ああ、ここの地域の子どもの食堂ね、私のイメージはそういうところに着地点を置いておりますので、そういった広がりが見せるきっかけになれるように、いろんなところ、子どもがいる場所に周知していただけると、そういう門戸を広げていただけるという答弁で理解しました。ありがたいと思います。

では、次に、4番の活動場所や継続の支援について伺います。

こちら犬山市青少年問題協議会が先日ございまして、そちらで令和6年度・令和7年度期の報告書がありました。そちらのちょっと提言に触れたいと思います。こちらの提言書です。私これ、すごく読み込んでぼろぼろになっちゃったんですけど、こちらですね。この提言では、経済的困難を抱える家庭への支援強化と居場所づくりの推進が示されておりました。経済的に困窮する家庭の方々、学習や生活面が不利な立場に置かれがちです。生活の相談や学習支援、食事の提供、地域でのさらなる支援の充実が求められるとされています。

また、学校や家庭以外に、以前より増田議員や柴山議員が第三の居場所やサードプレイスについてご質問がされておりました。そういったような場所も、子ども食堂として、市民の方が立ち上がってくれている、そういった場所とこちらの提言ってすごく親和性があるというか、マッチするんじゃないかなと思いました。そういったことも鑑みて、ボランティアやスタッフの育成確保も必要ではないかなと思います。

つまり、若い人の居場所だけでなく、本当にこちらの中にいろんな人の場所になるよ、そこから波及効果が生まれていくよ、そういうことが提言として示されておりますので、そちらも合わせて共有していただきたいと思います。

では、4番の活動場所や継続の支援について伺います。

子ども食堂は1回開催して終わりではありません。続けていって、子どもや保護者、地域との信頼関係が生まれていく。最初のご飯食べに来る、そういうことが川崎市子どもの権利に関する条例に携わった西野博之氏もおっしゃっていましたが、やっぱり人を寄せるには飯だよ、菓子だよみたいなことを、2月のフロイデで行われた会でも、私はそれがすごく印象に残っているんですけど、そこから信頼関係ができていくんだよ。また来てもいいんだよ。ここに行けば知ってる大人がいるんだよ。そうした関係は、1回では済まされないですね。

そうやって継続していこうと、そういう思いを支えるために、1個課題がまた見つかりました。その課題の中で1つ、施設の使用についてです。施設の使用などが負担になる、そこがちょっと具体的な支援にならないかなというふうに思っていました。

市として考えられる活動場所や継続の支援について、まず伺いたいと思います。要旨4の質問です。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

子ども食堂の継続運営を支えるための支援についてですが、必要な支援というものはそれぞれの子ども食堂の事情により異なるため、基本的には先ほどお答えした愛知県社会福祉協議会の相談窓口や、愛知県の補助制度の紹介を行うことになります。

また、現時点では、市として子ども食堂を対象とした補助金のような支援ありませんが、市が持つ情報等が子ども食堂の継続運営のお役に立つのであれば、可能な限り情報のほうも提供していきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。市としては支援はないけれどということで、可能な限り情報を、もちろんあるものをこう結んでいただいて、情報提供していただく、これはもう本当に市民にとってもありがたい、団体にとってもありがたいことだと思います。再質問します。

ここですね、活動場所が見つかった場合、やはり設備がいいところだと、衛生面からやはり2層式のキッチンが必要であったりだとか、あとこういうふうに食べる場所と提供する場所がこういうふうでなければ、結構条件が子ども食堂は開くためにあったりするんですね。そういうところで継続してやれるためには、やはり費用面の負担というところがネックになる場合がございます。

こちらが営利目的ではないんですが、やはり公共性の高い場所ではないかなと。営利目的ではございませんし、公共性の高い場所だと思っておりますので、私の中で老人クラブや子ども会、そういったところは地域で公益的な活動を行う団体というふうに認識しております。こちらの方々は減免対象ということで、施設の使用などが認められておりますが、子ども食堂についても、一定の要件を満たすということで整理いただけた場合、施設の使用料の減免の対象として、今後検討することはできないかということについてお考えを伺いたいと思います。再質問です。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） 再質問にお答えします。

公共施設の使用料については、それぞれ公共施設が条例及び規則に基づいて決定し、徴収をしています。そのため議員が言われる施設使用料の減免についても、条例及び規則に基づ

いて施設管理者が判断することになります。議員が言われるように、公益的な活動を行われている団体の施設使用料が減免されている事例はありますが、それはそれぞれの施設管理者が、その使用目的等から適切に判断して決定したものと認識しています。

子ども食堂につきましては、議員が言われるように、子どもの貧困対策をはじめとした幅広い公益的な目的を持った事業だと考えております。子ども食堂を目的とした公共施設の利用については、施設使用料の減免の対象となるよう、施設管理者と調整をまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。施設の管理者の方とご相談ということで、理解いたしました。

子ども食堂が広がるにつれて、そういった形で認められる日が来るのではないかなと思っております。

そのあと、その場所を見つけても、やはり整っていない、そういう場所もありました。やはり皆さん、こんろを持ち込む、炊飯器を持ち込む、あと2拠点で行っていくというような、そういった課題もありましたので、私もさらに子ども食堂への課題であったり、続けやすさ、継続できなければ意味がないというところに視点を置いて、何が課題なのか、また学習しながら提案していきたいと思います。

本当にこの施設ごとに判断がばらばらにならないような、公益性を市として共有していただくことをお願いします。団体が相談しやすい形になっていくようにお願いしたいと思います。

では次です。子どもの権利条例の制定についてです。

こちら、私は前回の一般質問でも、子どもの権利条例について質問させていただいたんですが、こちら、その後の過程について伺うということがありました。その後の過程というのは、前回2月定例議会の一般質問のときには、これから子どもの声を聞いてつくり上げていきます。ファシリテーターの皆さんと一緒につくり上げていきます。そういったことをご答弁いただいたと記憶しております。

そのときにも市長から、条例は制定することだけが目的ではないという、もう心強い答弁もいただいております。ただ、その今6月において、過程において、子どもの声であったり、子どもに関わる市民の皆さんであったり、関係者の方であったり、丁寧に受け止めて条例に反映していくことが重要じゃないかなということを思うことがありました。

こちらもうやはり青少年問題協議会の提言の中の3つ目で、「青少年の声を施策に反映し発信する仕組みの構築」ということが示されています。こちらもう本当に大事にしていきたい協議会の皆さんの声でありますので、そことの兼ね合いも含めて、少し質問を進めさせていただきます。

2月定例議会以降に、子どもの意見聴取に関わった方々とちょっと意見交換をすることがありました。条例制定の目的であったり、意見聴取の全体像であったり、集められた意見がどうやって反映されていくのかなというところが、その当時の時点では、ちょっとぼんやりしているような、私のこれ受け方なんですけど、ようなことが見受けられました。本当に意見聴取だけではなくて、やはりそういうファシリテーターに思い切って立ち上がってみようと

思ってくれた方々って、子どもの声を受け止めよう。そして、条例制定過程のそのものを支える市民協力者であると私は考えるんですね。そしてその思いは皆さん一緒だと思うんですが、だからこそ、いま一度その役割や位置づけを整理して、行政、ファシリテーターの皆さん、あと関係者の間、その中で共有していくことが必要ではないかということ、2月定例議会とはちょっと違った視点で質問したいと思います。

では、要旨1です。子どもの権利条例について、現在の進捗状況と、これからの進め方について伺います。要旨1で質問です。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

昨年度は高校生年代を対象とした子ども若者ミーティングや、大人まで含めたタウンミーティングの開催、中学3年生を対象に各中学校を訪問しての意見聴取などを行いました。

また、子ども・子育て会議でご意見をいただいたほか、教育委員会へ報告を行うとともに、総合教育会議においてもご意見をいただいたところです。

今年度につきましては、中学2年生及び小学6年生を対象に、小学校によっては5年生になりますが、引き続き学校訪問して意見聴取を行うほか、ゆうゆう、わいわいなど、学校以外の施設も訪問して意見聴取を行う予定です。

このように子どもの声を直接聞いて条例をつくっていくことが、子どもの権利条約の4つの原則の1つである子どもの意見の尊重、子どもの意見を表明する機会の担保であり、子どもの実体験になると考えています。

また、子どもからの意見聴取とは別に、昨年度同様に、子ども・子育て会議でもご意見をいただく予定としており、教育委員会への報告等やパブリックコメントを経て、最終的に議会へ条例案を提出させていただきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。

では、要旨2です。今回、先ほど申し上げましたように、ファシリテーターの皆さんの役割について、とっても重要な市民協力者です。そちらの方の役割について、2点目として質問させていただきます。

本当に子どもの声を聞くって、先ほど食堂のところでも申し上げましたように、1回の信頼関係では生まれませんよね。これね、やっぱり子どもが何かを話すとなると、子どもにもいろいろ思いがあって、この人なら話していいのかな、ここなら話していいのかなという、そういう雰囲気づくりからが大事だと思います。本当に子どもが言葉になりきらない言葉も受け止める、そういうことも必要になってくると思います。

そういった意味でも、養成講座を受けたファシリテーターの皆さんの存在は大変有意義な有効な存在だと考えております。今年度、ファシリテーターの講座のために、意見サポート、意見を聴取するということがされたということで聞いておりますが、こちらファシリテーターの皆さんの役割について、いま一度、改めて伺いたいと思います。要旨2の質問になります。

す。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

昨年12月22日に、ファシリテーター養成のための子どもの意見聴取サポート講座を開催しました。この講座では、子どもの権利や子どもの基本法についての講義をした後、子どもの声を聞くことの意義、ファシリテーターの役割や求められるスキル、子どもが話しやすい場の作り方などについて学んでいただきました。

こども基本法の施行により、子ども、若者の意見聴取を求められることが増えていく中で、子どもの意見聴取を行うに当たっては、相手が子どもだからこそ気をつけなければならない事項を知ってもらうことを目的としました。

また、ファシリテーターは基本的には議員が言われるように、意見聴取の場で、参加者の意見を引き出しながら、議論を円滑にまとめていくことがその役割です。

一方で、今回のサポート講座に参加していただいた方たちは、従来から子どもの権利というものに関心を持ち、それぞれの考えを持った方たちでもあります。そのような意識を持った皆さんが、子どもたちの対話の中で感じたことというのは、我々とはまた違う感性での受け止め方になりますので、その思いというものは、市としてもしっかり受け止めて、条例制定の参考にさせていただくべきものであると考えております。

また、子どもの権利条例というものは、条例ができたからといって何かが変わるものではありません。条例の周知に努め、子どもたちに子どもの権利について知ってもらうことは当然ですが、大人たちにも認識してもらい、大人たちが子どもの権利を守るという意識を持ってもらう必要があります。子どものみならず、大人の周知についてもサポート講座を受けていただいた皆さんの知見もお借りしながら、行っていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。ファシリテーターの皆さんも継続して活動に参加していただくということが、答弁にはあったかと思うんですが、やはり条例が、理念だけで終わらないのかなとか、あと自分たちが現場で感じたことや振り返りがどうやって生かされていくんだろうとか、進め方について、やはり不安、戸惑いを感じておられる方もいるということも、ここで私、代弁させていただきます。

本当、これは条例の策定に異議を唱えているとかではないと思ったんですね。本当に、この状況を何とかしてあげたい、子どもの声を大切にしたいとか、そういう思いが、どうやって進めていくんだろうねという、その言葉の端々に私には見えたもので、やはり意見聴取なのかな、私たちは、そんなふうに思わせないような形を、ファシリテーターの皆さんを、子どもの声を受け止めて支えていく方々として、もう一度、いま一度整理をしていただけると、その関係者の間で共有していただける、そういうことを望んでいきたいと思えます。

そのファシリテーターの方々の先ほどフィードバックということで、意見聴取の中でして

いくということがあったんですが、どんなようにやはりフィードバックしていくかということについても再質問させていただきたいと思います。意見聴取されたファシリテーターの皆さんの声を、条例づくりにどうフィードバックしていくのか、伺いたいと思います。再質問です。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） 再質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、サポート講座に参加いただき、子どもの意見聴取にご協力をいただいた皆さんがその場で感じたこと、また、子どもの権利というものに対して持っている認識というものは、市が条例を制定していくに当たって参考となるものです。

昨年度に高校生年代の子どもたちから意見聴取を行った際には、ファシリテーターを務めていただいた方々から、子どもたちと話した感想、感じた思い等をお話いただきました。中学校を訪問しての意見聴取では、その都度、振り返りを行っております。

また、昨年度末には参加できた方は少数でしたが、担当課とファシリテーターの方々と意見交換をする場を設けました。このような振り返り等の際にいただいた意見は、今年度の子ども意見聴取の場にも生かして、より子どもが意見を出しやすい環境づくりの参考とさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） では、いま一度整理をしながら、ファシリテーターの皆さんの役割を条例の中にどう組み込んでいくかを、まだできると思います。まだできると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、要旨3です。条例の目的や目指す姿についてということで、こちら市長に伺いたいと思います。

子どもの権利条例について、2月定例議会でも私は市長に、どんなふうな子ども像ということで質問させていただきましたが、条例ができた後の子どもたちの姿、どういった子どもたちが犬山市に住まう子どもたちの姿、そういったものを描いておられるのか、そういうものをどうしていきたいかということを経理に伺いたいと思います。

子どもたちの条例制定後の姿、そちらをいま一度市長に伺いたいと思います。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員の質問にお答えをいたします。

この子どもの権利条例で犬山市がどんなまちを目指して、子どもたちがどんな姿になっていくのか、私の思い描いている思いを申し述べさせていただきます。

まず、目指す子どもの姿です。何よりも思い描いているのは、全ての子どもたちは、自分たちはかけがえのない大切な存在なんだ。自分のことは自分で決めていいんだ。安心してこ

こにいていいんだと信じられる姿であります。そこから、家庭でも学校でも地域のどこであっても、自分の思いや意思を伸び伸びと活発に表現している子どもたちの姿であります。

子どもが声を上げてくれるからこそ、私たち大人は子どもの本当の思いを知ることが出来ます。自分の声が聞かれ、受け止められているという実感こそが、子どもの主体性と健やかな育ちの根幹になると思っています。

また、子どもの権利条例に関わるのは子どもたちだけではありません。その場には大人がいることも必要です。なぜなら、子どもの姿は子どもたちだけでつくれるものではないし、子どもたちを支える周りの大人の姿こそが重要だからです。

条例ができた後の犬山では、大人が言うんだからこうしなさい、大人が正しいんだと一方的に押しつけることはありません。子どもの意見に真っすぐ向き合う大人が、まちの中にいっぱいいてくれるといいなと思っています。

もちろん子どもの意見が全てそのまま通るわけではありません。子どもの最善の利益を、大人たちが真剣に考え抜いた結果、子どもの意見とは異なる結論になることも当然あります。大切なのは、そのときの対応です。なぜ違う結論になったのかを一人の人間として子どもに丁寧に誠実に説明をする、そうした対話ができる大人たちが、子どもの周りを支えている犬山にしたいんです。

簡単なことじゃありません。理想を申し上げながら、誰もがすぐに変われるわけではないかもしれません。でも、これが犬山市の姿勢なんだと、条例という形で社会に示すことの意味はすごく大きいはずです。

この条例をつくって、地域に実装し、生かしていくためには、行政だけでなく、学校関係者、ファシリテーターの皆さん、地域の皆さん、市民皆さん一人一人が子どもの幸せを我が事として一緒に考えていく必要があります。

子どもが幸せだと思える社会をつくるということは、大人にとっても幸せな社会をつくることにほかなりません。そして、私がこの条例の先に描くのは、家庭で、学校で、地域のあちこちで自分の思いを伸び伸びと表現し、大人と対等に笑顔で活発に意見を交わし合っている子どもたちの姿です。自分がかげがえのない大切な存在なんだと、全ての子どもたちが胸を張って生きていけるまちです。

そんな子どもたちが触れ、大人がその声にまっすぐ向き合い、共に幸せを考えていく、子どもと大人が温かく響き合う犬山の姿をイメージしています。

犬山市は子どもの命を守り、権利を守り、徹底的に子どもに寄り添うまちであり続けます。そのためにファシリテーターの皆さんの役割は、条例策定中ばかりでなく、条例策定後も一緒にいただきたいと思っています。そんな思いで子ども権利条例の制定に向けて進めてまいりたいと思っています。

沼議員はじめ、市民皆さんと一步一步、議論を深めながら前に進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 再質問します。

今、市長の思いの中に、たくさんの重要なプロセスが私はあるということが分かりました。先ほど部長の答弁にも、子ども・子育て会議にご意見をいただく、あとパブリックコメント

をいただく、いろんなものが入っている。そうすると、結構これはまだまだやることがたくさんあるんじゃないかというふうに考えたんですね。なので、すごくその過程が大事だと思っていて、条例制定をもちろん迎えるに当たって、その過程も大事にしながらやっていくということであれば、例えば令和8年度中という、例えばそういう時期があったとしたならば、その時期にこだわり過ぎることなく、必要であれば策定期間を見直しながら、プロセスを大事にしながらつくっていくということも大事ではないかなと、今までの1、2、3の要旨を聞きながら思っておったんですが、そういったお考えはあるのか、改めて市長に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員の再質問にお答えをさせていただきます。

言うまでもなく沼議員と同じように、一つ一つのプロセスを重ねていく上で、犬山にとって必要な子どもの権利条例でなければならないと思っています。

その中で、私たちは2年間かけて、子どもの権利条例をつくりたいという思いでこれまで進めてきました。まずはその2年間の間で条例を策定することを目標に、これまでどおり進めていきたいというふうに思っています。

ただ、子どもたちの意見を聞くことができる、子どもたちの意見が表現できる権利条例でなければならないというふうに思っています。そのときはしっかり立ち止まって考えていくことも必要なかと思いつつ、繰り返しますが、まずは2年間で進めるという考えで、子どもの権利条例の策定に向かっておりますので、その点は、まず期間は重視をしていきたいと思っています。ただ、繰り返しますが、大切なのは中身と条例策定後だと思っています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 分かりました。立ち止まってということが、どういうふうに立ち止まるかということに注視していきたいと思いますので、今後ともスケジュールだけが優先されて、中身がもちろん伴わないわけではないんですけど、何となくできちゃったとかいう、そういう条例ではなくしたい、そんな思いの方たちがいっぱいいます。気概が高まっています。そこにも注視しながら、条例づくりを進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、3件目の質問です。都市計画道路蟬屋長塚線整備事業についてです。

こちら私、この事業の説明会に何度か足を運びました。この事業は、前々回の一般質問でも私は質問させてもらいましたが、東西の交通の改善をする道路だと、あと名鉄との交差点により、緊急車両の通行の短縮にもつながる事業ということで、羽黒の住民としてもしっかりと、そういう事業の必要性であることは認識しております。

ただ、やっぱり事業説明会に行き、沿線にお住まいの皆さんにとって、道路が変わる、道路ができるということは、生活環境が大きく変わるということになります。生活環境が変わるという皆さんのお声の中で、なぜ立体交差なのか、なぜ住宅の前なのかとかいう、そうい

う周辺道路と通学路と一緒に考えてもらえないかといったような、たくさんの問題が出てきています。

そこで伺います。要旨1です。市は、改めてこの事業の必要性和沿線住民の生活環境への配慮をどのように両立させる考えなのか、お伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

都市計画道路蟬屋長塚線は、昭和46年に都市計画決定がされ、令和4年度に策定した都市計画マスタープランにおいて整備の推進が位置づけられ、令和5年度に事業化をしています。

その事業効果としては、先ほど沼議員からも説明がありましたが、犬山市を東西につなぐ幹線道路としての機能に加え、名鉄小牧線を立体交差にすることで、緊急車両などの通過時間短縮にもつながり、必要性の高い事業と認識をしています。

令和7年9月28日、10月1日に開催した事業説明会では、交差する道路の通行方法の変更や日陰、騒音などの住環境に対する影響などについて多くのご意見をいただきました。

その後、説明会でいただいたご意見に基づき、愛知県公安委員会など関係機関との協議を行い、計画の見直しを行いました。具体的には、名鉄小牧線との立体交差による日陰、圧迫感を軽減するため、高架橋区間を住宅地側となる西側に延伸したこと、八幡前住宅の方が多く利用されている道路から蟬屋交差点方面へのアクセスを容易にするため、蟬屋長塚線を横断できるトンネルを追加したことなどを、令和8年5月9日の事業説明会にて、地域の皆様に説明を行いました。

また、議員からのご指摘にもありました、周辺道路や通学路等の安全対策などのご意見については、本事業に伴う周辺整備として、今後の検討事項として認識しており、関係する町内会の方や学校関係者と調整しながら進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） では、次に確認していききたいことです。要旨2です。事業説明会に出てこられた住民の声についてです。

こちらは令和7年9月、10月事業説明会において、計画変更、その中身に関する説明会において、日照りだとか、騒音、振動、粉じん、防犯、通学路、側道、周辺道路の安全性、あらゆる高架下の管理、いろんな面でやると、シミュレーションが出てきた上での、ここはどういうふうになっているんですか、こういうところはどうするんですかとか、そういうことがたくさん出てきた。私もその場に居合わせて出てきたなと思います。

その事業説明会を経て、改めて具体的にになってきた声を、どのように受け止めておられるかを要旨2で伺いたいと思います。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

まず、高架橋や擁壁により生ずる日陰については、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、高架橋区間を西側に延伸することで、影響の大きい住宅地側が部分的に軽減することが期待されます。

なお、日陰時間が最も長くなる冬至の日の日陰時間が4時間を超える場合は、国の補償基準に基づき、家屋単位で個別に暖房費や照明費等の補償の対象となります。

騒音、振動や粉じんなどによる大気質への影響については、整備後の交通量に対して予測し、いずれも環境基準値以下となることが確認されておりますが、騒音については、現在の状況からの変化が大きいことから、遮音壁などの騒音対策を検討しています。

次に、通学路を含めた周辺道路の安全対策や高架下の管理方法は、街路灯やカーブミラーの設置、周辺道路の改善などの検討を、関係する町内会や学校関係者と調整しながら進めてまいります。

また、隣接する農地については、整備後も作業車両乗り入れや取水状況に支障が生じることをないよう復旧します。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。その事業説明会のことをいろいろ思い出しながら今聞いていたんですけど、例えばこういう音の大きさが指針であります。だから大丈夫です。ここに防音壁も立てます。こうしますという、こうしますということが結構立て続けにあったという記憶をしています。

ただ、やはり住民からとったら、静かだった場所に道路ができる。そして、日当たりだったり音だったり、防犯だったり、農地だったり、暮らしそのものが変わっていくというところに寄り添えないかなと私は思いました。

そこで、質問の中で声が出た中で、多分あれは議会の手帖かなと思うんです。議会の手帖で私が書いた内容かなと思いながら聞いていたんですけど、市長判断で進められたこと、それは別に反対ではない。道路ができて利便性が上がるということも理解している。けれども、そこに何の説明もなかった、丁寧な説明がされると書いてあるけど、まだ聞いていないんだ、そういう言葉もおっしゃられていました。

要旨3で伺います。市長の責任、説明責任についてです。

本事業は、市長判断により前倒しで進められた事業であると、私もまちづくりの一環となるように受け止めています。ただ、住民からは、直接話ができなかった、丁寧な説明ってどういうことやったんやろうねという声も出されてます。長い年月をかけて計画されていた道路であるとは言っても、今住んでいる方々、その方々の暮らしも影響が及ぶことは間違いありません。自分たちの暮らしはどうなるのか、そんな思いがあるのは当然なことだと思います。

そこで、市長に聞きたいと思います。生活環境への影響も受ける。その中で不安や声を上げている住民に対して、どうやって向き合って、説明を果たしていくと考えるか、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 沼議員の質問にお答えをさせていただきます。

都市計画道路蟬屋長塚線については、羽黒楽田地区、ひいては犬山市全体の都市ネットワークを形成する極めて重要な東西幹線道路であります。都市計画道路蟬屋長塚線については、国道41号の6車線化に合わせ、周辺の産業集積を誘導するとともに、安心・安全な生活道路の確保や防災力を向上するために、私の政治判断の下、前倒しして事業を進めてまいりました。これは羽黒と楽田の新しい地域づくりと成長のためにと考えたことでもあります。

一方で、この道路のオーバークロスにより、生活環境の変化に対して不安を抱かれ、反対の声を上げられている住民の皆さんがいらっしゃることも重く受け止めています。

地域の発展という大義があるからといって、住民皆さんの日々の生活や、大切に守ってこられた財産に関わる戸惑いの声を置き去りにしてよいわけはありません。

そこで、都市計画道路蟬屋長塚線の推進については、都市計画決定を経て、手続を進めてまいりましたが、住民皆さんから、市長自身による説明を聞きたいという声が出されているということでもありますので、私の住民皆さんとの向き合い方をお答えをさせていただければと思います。

これまで担当部局において3回の住民説明会を開催し、住民皆さんから多岐にわたる具体的な懸念や要望を直接伺ってまいりました。

まずは、これまでいただいた大切な声を整理して、行政としてどのような生活環境対策の強化や、交通安全対策の強化ができるのか、現在、具体的な検討を指示し進めているところであります。その上で、私が直接、住民皆さんの声を聞かせていただきたいと思います。また、行政としてできる限りの誠意を込めた具体的な配慮策や見直し案を提示できる、その適切なタイミングで住民皆さんへ、都市計画道路蟬屋長塚線に込めた私の思いと必要性を合わせて、自分の言葉で自らしっかりお伝えをしていきたいというふうに思っています。

これまでも申し上げてきたとおり、行政の思いだけで、この大きな事業が進むわけではありません。大きな変化を迎えるときこそ、人と地域を大切にしていかなければなりません。

それはこれまで3回開催してきた説明会と何ら変わることはありませんし、地域の皆さんと一緒に取り組んでいくことが、この事業を進める上での前提です。

今後とも、生活環境への不安を抱える皆さんの気持ちに寄り添い、担当部局による丁寧な説明を重ねるとともに、私自身も対話を重ねることで、住民皆さんと羽黒・楽田、ひいては犬山の未来にとって最善の着地点を見いだせるよう、誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 直接対話していただけるということで、皆さん待っておられます。置き去りにしないという言葉強く受け止めたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問をこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時2分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

再 開
午前11時02分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

1 番 丸山幸治議員。

◎1 番（丸山幸治君） 1 番、丸山幸治です。議長にお許しをいただきました3件につきまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、1 件目です。にじいろ保育園羽黒の出入口の安全についてです。

今年、市民プールの跡地に、にじいろ保育園羽黒が認可保育所として開園いたしました。とてもきれいな施設で、また園長先生はじめ先生方も非常に温かく、利用されている方々の評判も非常によいものと感じております。

しかしながら、本日は駐車場について問題提起をしたいと考えております。

地元の市民の方から、駐車場の出入口が保護者の送迎の際に混雑して危険ではないかという相談を受けましたので、早速、私、現地を見に行きました。朝と夕方を一通り見てまいりました。朝は時間がばらばらで、あまり集中していなかったんですが、夕方4時頃に迎えに来られる車というものが多少混雑しているように見えました。常に10台ぐらいの方がいらっしゃるような状態です。

駐車場なんですけど、マックス40台の駐車場です。従業員の車もここに止めておられますので、保護者の方が止められる駐車場というのは大体20台ぐらいなんです。出入口が1か所で、入り口の植栽が丘のようになっていまして、道から中が、駐車場が空いてるかどうかというのがちょっと分かりにくい、また、車が出てこようとしてるかどうかというのもちょっと分かりにくい、そういう状態であるため、入ろうとしている車、出ようとしている車が恐る恐るゆっくりとこうやって擦れ違っていくというような、そういう状態を見てまいりました。

出入口が一つで、中にロータリーみたいな場所がないので、ピストン型と言いますか、入って折り返して出てくるような形になります。その通路の部分もぎりぎり擦れ違えるような広さ、いわゆる袋小路の状態です。なので、急いで何台もの車が同時に突っ込んでしまえば、詰まって動けなくなると、そういうリスクもあると思います。

混雑する時間は園長先生が外に出てみえて、交通誘導されてるということで、そのようにはならないんですが、交通誘導は必要な状態というふうに感じました。

質問要旨1の質問です。このにじいろ保育園羽黒の駐車場の出入口の安全性について、市はどのように認識されているのかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

民設民営のにじいろ保育園羽黒が開園して間もない頃、園の西側の道路に面した駐車場出

入口において、送迎が重なり合う時間帯に一時的な混雑が発生し、「車が擦れ違う際に接触事故が起きる危険性があるのでは」との意見が市に寄せられました。

送迎に保護者が慣れていない時期でもあったため、市から園へ依頼し、保護者用の連絡アプリを通じて、「駐車場出入口における徐行運転」、「周辺道路や駐車場内の歩行者への注意」、「時間にゆとりを持った送迎」を呼びかけました。

その後、市の担当者が混雑する朝や夕方時間帯に複数回、現場を調査した際には、入庫車と出庫車がお互いに譲り合いながら通行し、保護者の方々が安全運転に心がけている状況が確認できました。

また、市からの依頼により、保育園を運営するライクキッズ株式会社も、5月13日、14日の2日間にわたり、駐車場運用改善のため、送迎ピーク時の調査を行い、市にその報告書を提出しました。報告書によると、「調査日においては、駐車場出入口での混雑、入庫待ちの発生もなく、入り口付近の道路は徐行で走行しており、スピードを出す等の危険走行もなかった。また、駐車場内での危険な状況もなかった」との記載がありました。

しかしながら、市としては、日常的な混雑はないものの、一時的に混雑が生じた場合に、車両を退避するスペースが十分でないことや、出入口付近の見通しの確保について、より安全性を高めるため、現在も事業者と改善に向けた情報共有を図っています。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。私も実際に見てみて、保護者の方への注意喚起がしっかり徹底されており、皆さん慎重に運転されているので、直ちに重大な危険があるとまでは私も感じませんでした。しかし、この問題は、駐車場の狭さに原因があると思っております。言うまでもありませんが、この保育園の大きな特徴は、市の所有する土地、敷地面積4,000平米を10年間無償貸付けするという点にあります。

犬山市の公募型プロポーザル実施要綱が市のホームページにあるんですが、これを見ますと、この4,000平米は、園舎・園庭用地が3,000平米、駐車場用地が1,000平米と書いてあるんです。つまり市は、園舎・園庭用地を3,000平米、駐車場として1,000平米を整備しなさいと指示しているということです。

公募の要件だと思います。駐車場1,000平米と言いますと、一般的には40台が精いっぱいな広さです。実際、にじいろ保育園羽黒の駐車場に行って数えてみましたが、40台分ちょうどでした。これはなかなか狭いと感じました。目いっぱい40台止めるようにしているので、先ほど申しましたとおり、ロータリーのような場所はありません。

また、接道は西側のみ、北と東側は、南部公民館の駐車場です。もちろん、南側は園舎です。現状接道は西側のみしか物理的に設置できません。

園の従業員さんたちが常に20名ほどいらっしゃるということで、保護者が止められる車の台数は約20台です。一方で、保育園の園児の定員は180名です。園長先生によりますと、大体130世帯だそうです。その8割くらいの方が車でお子さんを送迎されているということで、仮に130世帯の8割としますと104台、20台に対して104台ですから、運動会などを一堂に集まる日には84台分足りない計算になってしまいます。

ホームページの中に、質問に対する回答というファイルがあります。事業者さんと当局の

やり取りがここにあるんですが、この質問の中で、事業者さん側からこういう質問がありました。「12番、運動会等の行事があるとき園の駐車場が不足する場合も考えられます。文化センターの駐車場をお借りすることはできますでしょうか。」これに対する市の回答は、「文化会館のイベントについては土日が中心で利用者も多く見込まれる状況から、原則として駐車場をお貸しすることは考えていません。」と書いてあります。市から駐車場を1,000平米にしなさいという指定を受けていますから、事業者としては40台分の駐車場しか用意できなかった。でも不足した分は市は原則として貸すことはできないということですので、少し厳しいかなというふうに感じます。犬山市の大切な子どもたちを180人も保育してくださっている保育園なので、もう少し温かく対応していただいてもいいんじゃないかなという気がします。

要旨2の質問に移ります。園から注意喚起をし、園長先生が交通誘導し、保護者の皆様に気をつけていただいて、安全を維持している駐車場ではありますが、本当は袋小路を折り返してくるような出入口よりも、出入口を2つつくって、入り口、出口として一方通行にすることができたら、よりスムーズに、より安全に送迎できるのではないかと思います。出入口を増やすことはできないでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

駐車場出入口の増設については、出入口付近の混雑が一時的であり、保護者への注意喚起によって状況の改善が確認できていること、また、出入口の増設に当たっては、子どもの安全に配慮した動線計画の見直しや、多額の施設整備費用が事業者の負担となることなどの課題があります。これらを踏まえまして、ライクキッズ株式会社へ確認したところ、現時点で増設は考えていないとの回答でした。

ただし事業者からは、送迎する保護者や周辺道路を利用する市民が事故に巻き込まれないよう、すぐに実施可能な安全対策を進める意向が示されております。具体的には、イベント開催時などで駐車場が混雑する場合には、円滑な駐車場誘導を行うことや、保護者の皆さんに、出入口付近の駐車を遠慮していただくことの徹底などが挙げられています。また、敷地内の出入口付近にミラーを設置することについても、現在検討しているとの報告を受けています。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。ライクキッズ株式会社が非常に頑張っているのをひしひしと感じました。現時点で増設は考えていらっしゃらない。ミラーの設置や自助努力で乗り切りますという、本当にそういうことだと受け止めました。

しかし、本当はライクキッズ株式会社は、西側以外に出入口を増設したいと思っているのではないかと私は思っております。その根拠に、先ほどの質問に対する回答の18番のところに、下段の部分なんですけど、「自動車登降園に、資料1－2の赤枠で示された保育園整備用地以外の部分、例えば、犬山市文化会館南側進入路の利用を含めて良いですか。」という質

問をされてます。市はこれに対して、こう回答しています。「文化会館用地と保育園用地の動線は分離した利用を想定していますので、原則、進入路の利用は含めないということでお願いします。」と回答しています。つまり、駐車場の出入口として、文化会館の出入口や駐車場を共用させてほしいというような要望に対して、それは含めないでくださいというようなやり取りです。

昨年6月の議会で沼議員の一般質問に対して、当局は、羽黒の新しい保育園と公共施設との連携は当然という旨の答弁もしていらっしゃいます。にじいろ保育園羽黒は、地域子育て支援拠点の子育て支援センターの未来を担っていただいております。また、保育園の利用者の皆さんは市民でいらっしゃいますし、文化会館やするすみ交流センターにもぜひ立ち寄っていただきたい。利用してもらって、そのために駐車場も使っていただければよいのではないのかと私は思います。

もともと犬山市の提示した1,000平米から始まっているこの駐車場問題ですので、ぜひとも温かく寄り添う形で改善を検討していただきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2点目です。自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度についてです。

令和8年4月1日より、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が施行されました。いわゆる青切符制度、市議会のほうにも、市民の方から指摘していただいているようです。この法改正、非常に重要ですが、いま一つ多くの人に浸透していない、現在多くの課題があるというふうに感じております。

やはりこの問題の本質は、自転車に乗るのに免許が不要なこと、つまり交通ルールが分かっていない人でも自転車を運転できることにあると思います。警察のホームページに「自転車ルールブック」という教科書みたいなものがあるんですが、自転車のルールについて結構難しいこと、私も知らなかったようなことがたくさん載っておりました。ぜひ多くの人に読んでいただきたいと思います。

今回、いろいろニュースでも話題になっております青切符の具体例ですが、例えば自転車が危険な急ブレーキをすると反則金5,000円となります。曲がるときにハンドサインというのを自転車がやらなきゃいけないです。これ義務なんですね。義務化されて、これをしないと合図義務違反で反則金、またこれが5,000円と。2人乗りはもちろん反則金3,000円ということで、結構多いんですが、イヤホンをしながら運転している高校生や若い子、これも反則金5,000円、傘を差して運転する、これはちょっと前では当たり前のような光景でしたが、これも反則金5,000円です。道路は左側に寄って走らなきゃいけないんです。真ん中を走ると、これも反則金5,000円です。それと、自転車は常に2段階右折をしなければいけないというルールになりまして、直接右折すると、これも違反です。反則金6,000円。あと夜ライトをつけずに運転すると、これも反則金5,000円です。などなど100種類以上の反則が法定されました。

そのほかニュースなどでもよく報じられましたが、自転車は原則車道を通るようになったよと、こういう一言で片づけられることも多いんですが、ただ、この言葉が独り歩きしてし

まいますと、あらぬ危険が生じるんじゃないかと私は考えております。例えば、自転車はもう車と同じなんだという誤解をしてしまうと、道路の真ん中を走ったり、２段階右折をせずに直接曲がったり、こういう危険な運転がされる可能性もあるわけです。

要旨１の質問です。この法改正は、国や警察の話であって、実際には市には直接的な周知をする義務はないかもしれませんが、やはり市としても、市民の安全は重要な問題です。安全を守るために、今回のルール変更について、市民にどのような周知を行っているのでしょうか。

また、自転車の原則車道通行、絶対に歩道を通っちゃいけないと考えているような人もいらっしゃると思います。今回の改正について、ポイントとなるような点などあれば、教えてください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和８年４月の青切符制度の導入に当たり、３月に犬山駅や市内の高校、スーパーなどの商業施設において、犬山警察と連携して計６回の啓発キャンペーンを実施しました。チラシや啓発品を配布することで、制度の周知を図っています。また、広報の３月号にも記事を掲載しています。

次に、自転車の車道通行についてですが、自転車は軽車両に位置づけられるため、車道と歩道の区別があるところは車道を通行することが原則です。しかし、例外が３つあります。

１つ目は、道路標識等で歩道を通行することができる場合。２つ目は、幼児、児童、１３歳未満の者、７０歳以上の高齢者、身体障害者が運転する場合。３つ目は、安全確保のためにやむを得ない場合です。この３つの場合は、自転車でも歩道を通行できると、道路交通法に規定されています。

法的なルールは以上のとおりですが、実際の道路状況としては、自転車専用道路の整備が十分でないことなどから、車道を通行することの危険性も指摘されています。

そのような状況において、警察庁として、単に自転車で歩道を通行したということだけでは青切符の対象とならないとのことです。ただし、スピードを出して歩道を通行した結果、歩行者を立ち止まらせた場合や、警察官の指導警告に従わない場合など、青切符の対象となり得ると示しています。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎１番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。今聞いていても難しいなと思いますので、こういうことを多くの人により分かりやすく周知していただければと思います。

続きまして、要旨の２です。全国的にも、一般的には歩道と車道しかない道路というのが非常に多い、大半だと思います。しかし、自転車を軽車両扱いしていく、この流れは今後も続いていくものと見込まれます。今後、犬山市として自転車通行帯を設置していくようなお考えがあれば、お示し願います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

まず、犬山市自転車活用推進計画のほうでご説明をしたいと思います。

犬山市自転車活用推進計画では、自転車が通行する空間の整備を進める路線と基本的な整備形態を示した自転車ネットワーク計画を位置づけることで策定を進めています。自転車ネットワーク計画は、市内の国道、県道、市道を対象にして、市民アンケート結果、交通事故発生箇所データ、サイクルツーリズムの視点とネットワーク性を踏まえて、約33.1キロメートルを選定しました。

今後は、計画で示した基本的な整備形態にて整備を進めていきますが、例えば現在の道路幅員の中で、自転車の専用通行帯を確保できない場合は、車道内に自転車の通行位置を路面標示する車道混在にするなど、暫定的な整備を進め、まずは自転車ネットワークの形成を優先する考えです。

また、新設道路については、自転車の車道通行を原則とし、自転車の通行空間を確保できるような整備を検討していきます。

次に、地元からの土木要望については、自転車活用推進計画にて、位置づけのある区間の場合、ほかの区間との優先順位を再検討した上で対応します。位置づけのない区間の場合、ネットワークとしての必要性を検討した上で対応します。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。犬山市自転車活用推進計画、まさに時流に合った取組だと思いますし、新設道路でも配慮していただけるということですので、今後に期待したいと思います。

次に移ります。今回の法改正によって、自転車の青切符が適用される年齢は16歳以上です。15歳までは適用されませんが、16歳になると突然適用されます。中学を卒業し、高校生になったところです。中学卒業までは適用がないものの、できればやはり早いうちから学んでほしいですし、そもそも反則金云々以前に、子どもたちが安全に自転車に乗ることができることは非常に大切なことだと思います。

要旨3の質問です。今回の青切符制度についての知識も、小・中学生に教えたほうがいいと思いますが、犬山市として、小中学生にどのような指導を行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

小中学生の指導について、小学校では自転車の安全な乗り方や基本的な交通ルールを学ぶ安全教育を中心に行っております。また、中学校では、犬山警察署のご協力をいただきながら、交通安全教室を開催し、より実践的な自転車の安全な利用方法と交通ルールを指導しており、今年度は既に全ての中学校で開催し、その中で法改正による青切符制度の導入につい

ても説明しています。

引き続き、法改正や制度変更に対応しながら、児童生徒が交通ルールを正しく理解し、安全に自転車を利用できるよう、交通安全教育の充実に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。学校の勉強で読み書きそろばんも大切ですが、社会の法律やルール、安全や防犯など、生きていくことに必要不可欠なことを教えていく、勉強以上に大事なことだと私は思っております。ぜひ、タイムリーな指導をよろしくお願いいたします。

質問3件目です。都市計画道路蟬屋長塚線の信号不設置についてです。

犬山市、特に羽黒や楽田は、旧41号線や市道富岡荒井線など、南北の交通は非常に便利ですが、名鉄小牧線を挟んでおり、東西の交通がやや混雑するというのは昔からの課題だったと思います。今回、都市計画道路蟬屋長塚線という形で、線路をまたいで踏切で止まる必要のない東西の道路が進んでいるということ自体、非常に期待している市民が多いですし、私もこれまで非常に強く支持してまいりました。

しかし、道路の計画を進めるに当たっては、先ほどの沼議員の一般質問にありましたが、十分な理解を得られること、また道路をつくった結果、逆効果、不便や危険というようなことが起きないということは非常に大切なことだと思いますので、せっかく道路が開通しても地元の人が苦しんだり、余計に渋滞や事故が生じるようでは困るわけであります。

地元住民の理解については、先ほど沼議員が質問されておりますので、私は、この道路の開通によって余計に不便や危険が生じないかという視点で質問をさせていただきたいと思います。

要旨の1です。この都市計画道路蟬屋長塚線は、旧41号線の名古屋銀行のある交差点から市道富岡荒井線までつながるものですが、市道富岡荒井線とぶつかって交差するところに信号が付かない予定だということですが、これ絶対に信号があつたほうが、安全で渋滞も防げるんじゃないかと私も思いますし、地元の方も思っています。なぜ設置しないのでしょうか、理由をお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

都市計画道路蟬屋長塚線と市道富岡荒井線の交差点の形状や交通規制の方法については、道路法に基づき、令和6年度から愛知県公安委員会との協議を進めてきました。この協議には、整備後の計画交通量を予測し、1日のうちに交通量が最も多くなる午前7時から8時の1時間において、交通安全上の観点から、信号機設置の必要性を含めてきました。その結果、令和7年7月に公安委員会において、都市計画道路蟬屋長塚線から市道富岡荒井線へ右左折する際に、一時停止規制とすることで渋滞が発生する予測もなく、交通安全上、問題ないと判断されたため、信号機を設置しない計画となりました。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。市道富岡荒井線には、信号があっても、右折の矢印が出ないため、渋滞するという交差点が幾つかあります。そういうところでは1台でも右折する大型車両があると、その車が信号が変わって曲がるまで後ろの車が動けない、そういう渋滞の原因となっているというふうに私は感じております。こういうところでも、仮に右折帯さえあれば、その車を追い越して直進できる車もありますので、少しは渋滞も緩和されるのではないかと考えます。

要旨2の質問に移ります。先ほど、信号機が付かないという市道富岡荒井線との交差点部分ですが、右折帯も設置されないということなのですが、それでも市はここは渋滞しないと説明会の資料でも断言されておりますが、やっぱり私としては、ここに毎日、市道富岡荒井線近くに立っておりますが、実感的に渋滞が発生しやすい気が非常にいたします。本当に渋滞しないとお考えなのでしょうか、お尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

都市計画道路蟬屋長塚線への右折帯の設置については、先ほど答弁させていただきましたとおり、愛知県公安委員会と協議を進めてきました。この協議では、都市計画道路蟬屋長塚線側に右折帯を設置せず、片側1車線とした場合であっても、1日当たりの計画交通量に対して渋滞が発生しない予測となりました。

また、令和8年2月定例議会の鈴木議員からの一般質問でも答弁させていただきましたとおり、右折帯を設置した場合は、交差点内を通行する車両が増え、ドライバーの注意が散漫になることが、かえって交通安全上望ましくないとの判断に至っております。その結果、令和7年7月に公安委員会において、信号と同様に、右折帯を設置しない交差点で交通安全上問題ないと判断されたため、右折帯を設置しない計画となりました。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。1日当たりの計画交通量を予測して、その予測に基づけば、渋滞は発生しないということであるというふうに受け止めました。

再質問させてください。

犬山市が都市計画道路蟬屋長塚線と市道富岡荒井線との交差点に信号機がなくても、右折帯がなくても渋滞は発生しないと、その予測するに根拠とされている、その1日当たりの計画交通量ですね、これというのはどのように算出されているのか、お尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

交差点の交通安全性を検討する際に必要となる計画交通量は、国の指針に基づき算出をしています。具体的には、名鉄小牧線を横断する際に、羽黒駅北側の県道多治見犬山線や楽田駅北側の県道大県神社線の踏切を通過した場合と、都市計画道路蟬屋長塚線を立体交差で通

過した場合にかかる時間の差など総合的に勘案した上で、都市計画道路蟬屋長塚線の整備後に流入する交通量を予測し、計画交通量としています。

なお、交通量の予測については、平成27年に国が実施した全国道路街路交通情勢調査の結果や、市が上小針交差点や市道富岡荒井線と県道善師野西北野線の交差点や周辺の主要な交差点で行った交通量調査の結果を用いています。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。交通量の予測の根拠の中に、平成27年の国のデータということでしたが、平成27年と言うと2015年、11年前に比べまして、市道富岡荒井線が開通したのは令和4年ですので、開通前の交通量がベースになっているのかなと思います。

交通量が想定以上に増えているかもしれませんし、あとあそこは特にダンプカーとか大型トラックが非常に多い地域、道路ですので、恐らくこの道路を開通したら、そういったダンプカーが踏切を避けて、想像以上に集中するんじゃないかなということを私は想像しております。

再々質問させてください。

やはり市の予測に反して、交通量が急増して大渋滞が起こるようなことになった場合、そういう場合は、市はどのようになさるお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えします。

供用開始後、実際の交通量が計画交通量と著しく異なる場合は、渋滞の発生状況などの調査を行い、改めて信号機及び右折帯の設置の必要性について、愛知県公安委員会と協議します。

なお、将来的に右折帯や信号機の設置が必要となった場合に備えた道路用地幅を計画し、今年度より用地取得を進めております。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございました。もう想定して準備していただいているということですので、もしものときは非常に速やかな対応をよろしくお願いいたします。

全ての市民が幸せになれるような道路となりますよう、誠心誠意慎重によりよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終了します。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 1番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

再 開

午後 1 時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。11番、岡 覚議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 皆さん、こんにちは。日本共産党犬山市議団の岡 覚です。私は議長に通告いたしました3件の一般質問について始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問の1、「犬山の教育」の進展について。

1、2026年度（令和8年度）の小中学校の学級編制について。

これまで犬山市は少人数学級、少人数授業を目指しながら、犬山の教育の改革を進めてきました。県や国にも要望する中で、国、県も、35人学級制度を進展してきています。こうした中で、これまでの努力の結果、この年度はどのような学級編制になってきているのか、資料をぜひお願いしたいということで、資料を頂きました。これを議場で配布の手続きを取りました。このことについて、概要を説明いただければと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

犬山市の小中学校における学級編制については、児童一人一人にきめ細やかな指導を行うため、平成13年度から市独自の非常勤講師を採用し、少人数授業やT T授業の取組を開始しました。

その後、平成16年度に授業改善犬山プランを策定し、計画的に教育環境の整備を進め、少人数学級のための市費による講師の配置を開始し、その後も少人数授業や教科担任制を担う非常勤講師を配置し、また、令和4年度より中学校で学級担任を担う常勤講師などを配置し、教育の質の向上を図ってまいりました。

また、全ての子どもにひとしく学ぶ機会を保障するため、平成20年度からは、特別支援教育支援員の配置をはじめ、年々その数を増やしながら、必要な支援に応じた環境づくりに努めています。

教育委員会として、子どもたちが自ら学ぶ力を育むことを第一に考え、学校現場の裁量を尊重し、その活性化を図ることを基本とした学級編制を行っております。

なお、令和8年度の小中学校学級編制などの詳細につきましては、岡議員より配布がござ

いました授業改善犬山プランより抜粋した資料、令和8年度授業改善犬山プランに関わる学級編制と、市費負担教員、非常勤講師、特別支援教育支援員等の配置の推移をご参照ください。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 大変貴重な資料を作成していただき、そしてまた配布していただきましてありがとうございました。これに関しては質問の3のところで触れながら質問させていただきたいと思っています。

2、少人数学級、少人数授業のための市費負担の教員確保の経過について質問をいたします。

これについても資料の作成と公表をお願いし、事前に頂きまして、資料2として議場配布の手続きを取らせていただきました。ありがとうございました。これについての若干のご説明をお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

授業改善犬山プランによる取組として、第1に、平成13年度から少人数授業の取組を開始し、少人数学級については、小学校では平成15年度から、中学校では平成16年度から段階的に導入を始めました。

第2に、これらの少人数学級編制を支えるため、平成18年度からは市費による常勤講師の採用を開始し、学級増に対応する担任等を確保してまいりました。

議員ご質問の少人数学級や少人数授業のための市費教職員の配置人数は、平成24年がピークで、少人数学級対応が7人、少人数授業対応が36人の合計43人でした。その後、児童生徒数の減少に合わせ、年々市費教職員も減少しており、令和8年度現在では、少人数学級対応が2人、少人数授業対応が24人の合計26人の配置としています。

一方で、少人数学級や少人数授業のための市費教職員の配置人員は減少しておりますが、特別支援教育支援員や介護員の配置など、必要とする支援に応じた環境づくりのための配置人員は年々増加してきているため、現在の市費教職員の全体の人数は、ピーク時とほぼ横ばいで推移をしています。

今後も児童生徒の人数を見ながら、市独自の適切な教員配置により、子どもたちの分かる喜びを育む魅力ある授業づくりときめ細やかな教育の実現に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。1点だけ再質問させていただきたいんですけども、先ほど平成24年度が人数ではピークという答弁いただきましたけれども、これらに係る費用で、費用の推移と言うか、最大かかった費用の年度とその金額について、お示しいただきたいというふうに思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） 再質問にお答えします。

少人数学級、少人数授業などの実施に伴う市費採用が最も多かった年度は平成24年度で、少人数学級で常勤講師を7人、少人数授業で36人、T T授業で18人の合計61人を配置しました。この平成24年度におけるこれらの教職員に係る市費負担額は、約1億2,000万円となっております。

なお、令和2年度から会計年度任用職員に期末手当、令和6年度から勤勉手当が給与されることになったこととともに、人件費の上昇もあり、一概に比較することはできませんが、令和6年度においては、少人数学級で12人、少人数授業で22人、T T授業で8人、教科担任制対応で3人の合計45人に対し、市費負担額は約1億5,000万円と、人数は少なくなっておりますが、費用は増加しております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。よく分かりました。

質問の3、30人学級から30人程度学級への進展について、これは教育長にお伺いしたいと思います。

先にお配りいたしました資料1を見てください。ちょっと細かい字ですので、拡大しながら見ていただければと思います。今年度の学級編制の中で、例えば一番上が小学校の表になっていまして、犬山南小学校では35人のクラスと34人のクラス、69人に対してこういう配置になって、上限ぎりぎりという形になっていきますし、羽黒小学校の2年生でも68人の児童に対して34人の学級が2つという状況になっています。

そして、その2つ下です。中学校があります。犬山中学校、城東中学校、南部中学校、東部中学校というふうに並んでいまして、ここで分かりますように、国の35人学級が1年ずつ拡大されまして、この年度で中学の1年生まで国の制度で35人学級が実現できた。そして、1年だけ、2年生については、1学年だけ県費で35人学級が実現している。そして、3年生については、犬山市独自で35人学級をとということで、ここで黒丸に白抜きの数字で、犬山市の独自の教員の配置によって、35人学級が実施されている。国基準ですと、城東中学校ですと37人学級になってしまう。南部中学校ですと36人学級になってしまうところを、それぞれ30人学級の5クラス、28人の4クラスという形で、少人数学級は実現しているというのが今年の現状だと思います。

来年度は、これが1年ずつ上に進むわけですね、今の学級でして、市の単独での少人数学級編制は卒業という形になりまして、3年生が県費で35人学級制度、1・2年生が国の制度による35人学級制度という形になるわけです。

この表を見まして、私は大変タイムリーな質問をできたということで喜んでます。歴代の教育長と様々な議論をしてきまして、歴代の教育長は、犬山の教育改革、これの一丁目一番地は少人数学級の実現にあるんだということを重ね重ね言われていたというふうに記憶しています。この表を見て、タイムリーだと言いましたけれども、まさにそういうときが来たんだなということを受けています。

4月21日だったとも思いますけれども、全員協議会で、新しい教育長を迎えて意見交換会

をさせていただいたときにも、私は会派を代表して日本共産党犬山市議団で、この問題について新教育長の見解についてお聞きさせていただいて、以前から新教育長がこの問題について熱意を持っているというふうに思いまして、改めてそのことを確認させていただいた覚えがあります。

そういう中で、質問のように、3、この年度に犬山市として、例えば、このままの推移で行くと、市内4中学のうち南部中学校と東部中学校については、県の制度で35人学級が実現できる。35人以下で、29人と30人のクラスになっていくという、このままの生徒数が変わらなければですね。ところが、犬山中学校、城東中学校については、34人のクラス、35人のクラスという形になるわけですので、ぜひここに、犬山市独自に30人程度学級の実現が図れないのか、こういうことを思うわけですが、教育長として30人程度学級への進展を犬山でどう図っていくのかという点で、そのプロセスと、それから、この実現への見通しも含めて、ご答弁をいただければと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 教育長の答弁を求めます。

勝村教育長。

〔教育長 勝村君登壇〕

◎教育長（勝村偉公朗君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

子どもたちの豊かな学びや育ちを実現する上で、30人程度の学級というのは、よりよい学習環境であると、こういうふうに認識をしております。今年度の状況で申しますと、30人程度学級を実現しようとする、1学級の上限人数を32名というふうに想定しても、ご覧のお手元の表にあるように、小学校では5学級、中学校では3学級が増加することになります。したがって、8名の常勤講師を増やさなければならない、こういうことになります。加えて中学校につきましては、各教科を担当する非常勤講師も配置する必要が出てまいります。

一方で、実際には今年度当初から、本来配置されるはずの教員が確保することができず、未補充のままで現在教育活動をしている学校が、市内にもございます。学級増に伴うさらなる教員不足や、そのための人材の育成確保の難しさ、この点については大変痛感をしているところでございます。

こうした実情を踏まえ、各学校の学級編制につきましては、お手元にある授業改善犬山プランに基づき、少人数学級や少人数授業の講師だけではなく、語学指導員、特別支援教育指導員、それから、近年では小学校の教科担任制の対応をする教員を含め、各学校の実情に応じた教育活動が展開できるよう人的な配置を行ってまいりました。

その中で、30人程度の学級を進めていくのか、あるいはこれまでのように35人学級にして少人数授業のための非常勤講師や個別の支援を必要とする児童生徒に対応する特別支援教育支援員を配置していくのかということにつきましては、各学校現場と教育委員会が毎年、綿密な協議を繰り返しながら対応してまいったところでございます。

その結果、今年度は学級編制は30人程度よりも35人を選択して、その分、非常勤講師や特別支援教育支援員等も配置したほうが、それぞれの学校がよりよい教育活動が展開できるという判断をしたものでございます。

充実した人的配置を目指したこの授業改善犬山プランは、先ほど議員もおっしゃられたと

おり、私も犬山の教育の根幹をなす重要な施策だと認識しております。今後も、学校現場との協議を重ねながら、子どもたちの豊かな実りある学びを実現する方法として、この授業改善犬山プランの全体の中で30人学級の実現、拡充を考えてまいろうというふうに思っております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。予算の伴う仕事だと思っていて、先ほど来教育長が答弁するときに、市長の顔も見ながら、市長部局の全面的な協力が必要な事業だなということを感じながら答弁を聞いていました。

今の教育長の答弁の中には、30人程度学級への展望があるんだという思いを私は感じました。詳しくはまた、もう一度、新年度の学級編制が間近になっていく中で、確認の意味も含めて質問させていただかないと、私が勝手に希望を感じただけでは駄目だなというふうに思いましたので、ぜひそのように希望を感じながら、今回は質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

犬山の教育の進展について、もう1点、4番目、市内全ての小中学校で外国にルーツのある子と、その家族への支援について伺います。

この点で、全てのというところが私のキーポイントでありますし、一人も取り残さないという、その子どもについても家庭についても、一人も取り残さないということがキーポイントだと思って質問いたしますので、答弁よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

外国にルーツのある児童生徒とその保護者への支援については、市内全ての小中学校において、安心して学校生活を送り、円滑に学習に取り組むことができるよう、幾つかの支援を行っています。

まず、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、楽田小学校、羽黒小学校、南部中学校、東部中学校の4校に日本語指導教室を、犬山西小学校には日本語初期指導教室を設置しています。

語学指導員におきましては、ポルトガル語、スペイン語に対応しており、楽田小学校、羽黒小学校、南部中学校に配置して、学校からの文書や面談等において、通訳や翻訳を行い、保護者との円滑な意思疎通が図られるよう取り組んでいます。

その活動は、在籍校での支援だけでなく、他校とも連携し、要請によって在籍校以外の学校にも出かけて、保護者会等における通訳や学校と家庭との連絡調整を行っています。

現時点ではこの語学指導員の増員の予定はございませんが、今後も対象となる児童生徒の増加状況を注視してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。キーマンは語学指導員だというふうに思います。それで増員はしないけれども、ちゃんと在籍校だけでなく、在籍校以外の学

校にも出かけて、要請に応じて保護者等との通訳もやられるということですので、ぜひそれぞれの要請に応じて、この活動が展開できて、結果として一人も落ちこぼれない、そして全ての家庭にその支援が届くような配慮を強くお願いしたいと思います。

次に移ります。

2、株式会社への指定管理や委託による地方自治や地域経済への影響について。

1、現状認識についてであります。

資料を作りました。株式会社への指定管理や委託によって、どれだけの予算が出されているかということでもあります。

私ども日本共産党犬山市議団として、これはいかななものかということ、かなり以前から問題意識を含めて、この問題に関して6件を列举し、その予算を示したものであります。

総額が7億6,862万円という形で、犬山市全体の予算に占める割合でも2.46%という大きな予算に現状はなっているというふうに思っていますが、当局のほうはどのような認識か、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

地方自治法では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされています。本市におきましても、この考え方を踏まえ、物品の調達、業務委託、指定管理者の選定などに当たっては、事業内容に応じて競争性、公平性、透明性を確保しながら、適切な事業者の選定に努めています。具体的には、入札参加資格、過去の実績等を確認し、当該業務を適切に実施できる事業者を対象として入札や選定手続を行っています。

また、事業者の選定に当たっては、価格面だけでなく、業務の質や安定的な履行の確保も重要であると認識しています。

一方で、市内事業者の育成の観点から、受注機会の確保や地域経済の配慮も重要であることも認識しており、そうした点を踏まえ、工事の発注においては、制限付一般競争入札を導入し、入札参加者数を確保できる範囲で地域要件を設定し、市内事業者を優先的に対象とする運用を行っています。

しかしながら、施設管理をはじめとした委託業務においては、規模の大きな事業を受注できる市内事業者が少なく、市内に限定して発注することができないのが現状となります。

以上のことから、施設管理等の業務委託については、特定の法人形態や地域を前提としているものではなく、こうした手続を経た結果として、業務内容や入札参加状況に応じ、受注者や指定管理者を選定しています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 1点だけ再質問をお願いしたいと思いますが、こうした今回、私が指摘した6件の事業について、それぞれかつては市の職員が配置される、こういう仕事をやっていたというふうに思っていますが、今これがこういう株式会社や指定管理者への委託と

いう形になっている中で、どれぐらいの人数という形になっているのか、この辺をお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

株式会社に管理運営や業務委託を行っている施設等の人員配置について、各施設を所管する担当課に確認したところ、主な施設の配置状況は次のとおりです。

なお、ここで申し上げる配置人数は、各施設または各業務における1日当たりの標準的な配置人数であり、雇用人数は、当該業務に従事する職員の年間の実人数として確認した数字です。

給食調理業務委託のうち、子ども未来園等については、今井子ども未来園を除く市内9園と犬山幼稚園の合計で、1日当たり28.5人配置されており、当該業務に係る雇用人数は40人、小学校については、市内10校の合計で1日当たり52人配置されており、当該業務に係る雇用人数は63人、中学校については、市内4校の合計で1日当たり26人配置されており、当該業務に係る雇用人数は28人です。

子ども屋内遊戯施設のわん！だーらんどについては、1日当たり5人が配置されており、雇用人数は17人、保育所運営委託として、にじいろ保育園羽黒については、1日当たり34人が配置されており、雇用人数は36人です。

指定管理業務委託として、羽黒中央公園については、1日当たり13人が配置されており、雇用人数は26人となっています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。今のこの雇用人数というくくりで足し算しますと、210人という数字になるかと思います。以前は市内のあちこちへ行っても、いや私は市のこういうところで働いているんだという方が随分多くて、そういう人たちによって犬山市政が支えられているなということを身をもって感じていた次第です。

質問の2番に移ります。地方自治や地域経済に及ぼす影響についてどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

実は私、予算規模だけでなく、その右にもう一つの数字を並べてみました。議会等で再三問題になりましたけども、羽黒中央公園の指定管理料については、私の認識では、本社経費というのか、8%という、8%というのは随分高いなと思いながら、本社経費ということで、これは何なんだっていうことに対しては、本社経費というのは、本社経費以上のものでもないし、本社経費以下のものでもないということでありまして、本社経費ですということなんですけれども、要するに本社経費ということなんです。

8%というのが随分高いなと思いながら、この羽黒中央公園の指定管理料については、そういう8%という認識がありましたが、そのほかについては何もありません。ですので、仮にそれを5%ぐらいだというふうに思いまして、それぞれの予算と5%、羽黒中央公園だけ8%掛けて、どれぐらいなんだろうと。いわゆる本社経費に相当する金額をあくまで私の推

計ですけれども、しますと4,200万円になります。これは約7億6,800万円の5.5%ぐらい、これが約本社経費という形で、株式会社の本社に入っていくものだろうというふうに思います。

つまり、予算は7億6,800万円で、6つのそれぞれの仕事をお願いする。しかし、その中で地域経済とは関係なく、約5.5%ぐらい、4,200万円ぐらいは東京本社のほうにぼんとお金が吸い上げられるという構図と、私は思っています。

なぜこんなこと申しますかと言いますと、岸田内閣のときに、新しい資本主義という言葉が随分使われました。何なんだということで、これはイコールではないと思いますけれども、いわゆる株主資本主義という言葉も同時に使われました。株主の配当というのは、株式会社では非常に重要な確保すべき部分だよということでもあります。そういうことを見てくると、この金額というのは、少なくとも地域経済、犬山市を中心としたこの地域の経済を回していく上で、犬山市の予算のうち、少なくとも今の4,000万円何がしぐらいは東京の方に行っちゃって、この地域経済を回す力にはならないというのは、こういうことは私は実は思っています、地域経済の衰退にこれはつながる危険性があるのではないかなという危惧をいたしております。こうしたことについては、どのように考えているのか。

それから、私は民間委託、民間委託と言っても、全て否定するものではありません。今回わざと株式会社だけ取り上げました。と言いますのは、例えば名古屋市でも社会福祉法人、犬山でももちろん社会福祉法人に委託しているところがあります。それから、NPOに委託している、こういうところが随分と全国的にもあるんですね。

市内の中で、こういう業務を担う人たちを育成して、そしてNPOをつくってもらって、そこに委託する。これはやはり地方自治の一つの形態だと思っていまして、株式会社に委託するよりははるかに地方自治に資する、自分たちの町は自分たちで運営していくんだと、こういう精神、地方自治の精神につながるというふうに思っています。

こういう点で、株式会社への委託というのは、私は地方自治の衰退にも、そして地域経済の衰退にもつながっていく危険性があるというふうに危惧いたしておりますが、当局はこの点に関してどのような見解か、お示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市外事業者への委託等が地域内の雇用や地域経済の循環に一定の影響を及ぼす可能性があることは、市としても認識しています。そのため、本市では、事業者の選定に当たり、市内事業者の受注機会の確保や、地域経済の配慮も重要な視点の一つであると考えています。

一方で、施設の管理運営や業務委託については、利用者の安全確保、サービス水準の維持、専門性、業務遂行能力、安定的な履行体制、費用対効果などを総合的に考慮する必要があります。

また、入札や指定管理者の選定に当たっては、競争性、公平性、透明性を確保する必要があり、合理的な理由なく市外事業者を一律に排除することは適切ではないと考えています。

このため、市外事業者への委託等を直ちに是正すべきものと捉えるのではなく、業務内容や地域内の担い手の状況を踏まえながら、適切な事業者選定を行うことが重要であると認識しています。

本市としては、地域で担うことが可能な業務については、市内事業者を活用するなど、地域経済への波及効果にも配慮しつつ、住民サービスの質や安定的な業務履行を確保できるよう、引き続き適切な制度運用に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。先ほど6点の業務について、少し立ち入らせてもらいましたけれども、この中で再質問は、新年度から始まったにじいろ保育園羽黒に関して、子ども健康部長にお願いしたいと思います。

実は、伊賀市の稲森市長が、この5月16日に名城大学の名古屋城前キャンパスで特別報告をされまして、そのペーパーがちょっと届きましたので、びっくりしながら、伊賀市は、私が、稲森さんですね、市長に就任する前に、2021年に全ての公立保育園を民営化しますという計画を出しましたと。これはなぜかということ、民営化の流れの経緯として2000年当初に三位一体改革の中で、保育園の運営費や施設整備費が、それまでは国庫負担であったものが、地方交付税の中で一般財源化していくということですが、それでは財源がなくなってしまうんだという思い込みの中で、安易に民営化をしてしまおうという計画が出されました。

実はこれ、犬山市も同じ流れだったんですね、振り返ってみますと。一般財源化されているわけですから大丈夫なんですけれども、それはおかしい、止めたいというのが、この方の思いでした。

一番大切な時期の子どもたちを育てていく保育園は、市が公として責任を持ってやっていくのが必要ではないかということで、2024年の11月に市長に就任したと書いていまして、その年の3月には、自分が市長に就任する前には、既に民営化事業者の募集、ある保育園の閉鎖検討が進められていたと。そして、11月に市長に就任して、直ちに民営化事業者募集の中止を指示し、閉鎖すると言ったのを再園するという形を取ったということなんですね。そして、2026年4月、今年ですね、今年4月には任期付で採用していた保育士5名を正規職員として採用を続けていくということを表明し、民営化計画の撤回、そして伊賀市乳児教育・保育ビジョンの策定を指示して、今作成に入っているということなんです。

それから、民営化の中で、名古屋市は保育園の民営化がかなり進みました。しかし、これも株式会社には委託していません。社会福祉法人等々であります。そういうことを私はもう一度検討すべきではないか、そういう時期に来ているのではないかなというふうに、この伊賀市のように、もう一度全部見直すということを含めて、そのことについて広く深く検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） 再質問にお答えします。

光清議員の一般質問でもお答えしたとおり、にじいろ保育園羽黒については、まだ開園し

たばかりであり、これから検証内容や方法について整理していくことになります。

今後、公設公営の保育園と民設民営の保育園の比較をしていきますが、本市としましては、比較する株式会社の民設民営の保育園については、にじいろ保育園羽黒1園だけということもありますので、他市の民営化の状況も把握しながら、検討のほうを進めていきたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

質問の3、土地開発公社の在り方について。

1、土地開発公社の歴史、功罪、主な自治体の対応等に関する認識についてであります。

犬山市の土地開発公社ができたのは、私が聞いているのは、駅東にあった紡績会社の土地を売っていくという段階だったんじゃないかというふうに聞き及んでいますが、多くの自治体がバブルの頃に、この土地開発公社をつくって、全国で1,100以上の公社があったというふうに思っていますが、今はほぼどこもじゃないですけど、ほぼほぼやめちゃって、3分の1ぐらいになっているんじゃないかなというふうに思っていて、土地開発公社は確かに先行して土地を購入する、そういうこともできるし、犬山市の言ってみれば隠れみのになって市債を借りると、こういう融通が利く、市にとってはもうなかなか使いやすい道具だということがいえるかと思うんですけども、今の時代に本当に民主的な議論を経て、市の行政を進めていく上では、僕はふさわしくない役割しか担えないんじゃないかなという思いを持っていますが、当局のほうはどのような認識なのか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

土地開発公社は、高度経済成長期や人口増加、都市化の進展を背景として、道路、公園、学校などの公共施設整備が急務であった時代に、必要な公共用地を計画的かつ機動的に確保するための手法として、重要な役割を果たしてきたと認識しています。

特に地価が上昇傾向にあった時代においては、将来必要となる用地を早期に取得することで、事業費の増加を抑制し、公共事業を円滑に進める効果があったものと考えています。

一方で、バブル経済崩壊後の地価下落、人口動向や社会経済情勢の変化、税収の伸び悩み、公共事業の縮小や優先順位の変更などにより、土地開発公社による先行取得の必要性は、設立当初と比べて大きく変化しています。

また、先行取得した土地について、事業の延期や見直しにより買戻しが進まない場合には、土地開発公社が土地を長期に保有することとなり、簿価と時価の乖離、借入金に係る利息負担の増加、公社経営への影響といった課題が生じるものと認識しています。

こうした課題を背景として、名古屋市のように土地開発公社を解散した自治体もあり、土地開発公社が最も多く存在した平成11年度の1,597社から、直近の令和7年度の540社まで減少していますが、一方で、引き続き土地開発公社が存続する自治体もあります。

各自治体においては、保有土地の状況、今後の公共事業の見通し、財政負担、公社の経営

状況などを踏まえ、それぞれの事情に応じた対応を行っているものと認識しています。

本市におきましても、土地開発公社をかつてのように広く先行取得を行うための一般的な手法として活用する段階ではなくなっていると考えています。

しかしながら、用地取得を計画的に進めることで、工事着手までの工程を確保しやすくなること、国庫補助金を活用する事業において、補助対象年度に必要な用地を買い戻しやすくなることなど、現在においても一定のメリットはあります。

そのため、現在は土地開発公社の活用にあたっては、市一般会計において、債務負担行為を設定し、取得目的、買戻し予定時期、利息負担を明確にし、長期保有化しないよう管理した上で、必要最小限の範囲で土地開発公社を適切に活用してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。とはいえ犬山市でも都市計画道路橋爪高尾線の用地2筆ですか、長期に保有して、いわゆる塩漬けの状態になっていますが、2番目として、この塩漬け土地の対応はどうするのか、お聞きいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

都市計画道路橋爪高尾線は、市道富岡荒井線が完成した後の次期整備路線の一つとして考えておりました。平成25年に公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地権者からの買取り希望の申出があったことから、先行して用地の取得を行いました。

しかしながら、市道富岡荒井線開通に合わせて、事業効果等の検討を行った結果、都市計画道路蟬屋長塚線を優先して整備する方針となったため、事業の実施時期を延期することとしたものです。

議員ご指摘の用地については、借入金の利息と事業の実施時期を見据えた上で、現在の債務負担行為の設定期間である令和11年度末までに、土地開発公社から買戻しを予定しています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。分かりましたが、結局、借入金とその利息を含めて、犬山市に買ってもらおうということでもありますので、犬山市の別働隊として、借金もし、利息も払いながら、全て犬山市の事業化に合わせて買っていただくという流れには変わりはないというふうに思っています。

私はこれをできるだけ早く精算して、土地開発公社がもう犬山市としては使命は終わったというふうにすべきだなということを思っています。初めて表明しますが、そういうふうに思っています。

3、今回、利活用をしたいという案が浮上しましたが、どこから生まれてきたのか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

初めに、道路整備事業における土地開発公社の活用状況について説明をします。

長期にわたる事業において、買収した時期により地価が著しく高騰し、数年後に取得することが不利と見込まれる等の理由がある場合は、事業用地の取得の手法の一つとして、土地開発公社を活用し、事業の進捗を図ってきました。

これまで市道富岡荒井線、市道楽田桃花台線及び市道犬山富士線において、土地開発公社による事業用地の先行取得を行いました。これらの用地について、市が買戻しを行った後、今回の都市計画道路蟬屋長塚線まで長期にわたる新たな事業がなかったことから、土地開発公社による用地の先行取得を検討することはありませんでした。

議員からのご質問にもありましたとおり、今年度の都市計画道路蟬屋長塚線の事業用地の取得については、当初、土地開発公社ではなく、国庫補助金を活用し、市が直接取得することを予定していました。

しかし、今年度の国庫補助金の配分額が予定よりも低かったことから、用地取得の手法について改めて検討を行いました。その結果、補助金を最大限に活用するとともに、来年度以降の補助金を確実に執行するためには、土地開発公社による先行取得のほうが有利であるという結論に至ったため、土地開発公社に取得を依頼することとしたものです。

また、昨年度、地権者向けの説明会を開催した際に、令和8年度からの用地取得をお願いし、既にご承諾をいただいている地権者の方々もいらっしゃいますので、本年度の用地取得は予定どおり進めたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございます。

再質問を市長にお願いしたいというふうに思います。

さきの2月定例議会で、市長が施政方針を述べられました。この1年間、こういうふうに犬山市を運営していくという決意だというふうに思っていますが、残念ながら、一言も、この土地開発公社、再利活用していくということに触れられませんでした。

市政運営全般について述べられた施政方針で触れられずに、今回、土地開発公社の利活用を出していくというのは、私はいかがなものかと正直言って思っています。施政方針というのはもっと思慮深いものであっていいのではないかと、もっと未来を見据えたものであっていいのではないかとというふうに思うんです。そういうことに関して、市長はどうお考えか、お示ししたいしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 市長の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市政運営の姿勢、並びに施政方針に対する認識についての質問をいただいたと思います。

岡議員ご指摘のとおり、施政方針は、犬山市の未来を見据え、新年度における主要な施策やまちづくりの大局的な方向性を市民皆さんにお示しする極めて重要なものであります。そ

うした認識です。施政方針でお示しする内容は、犬山市が目指すべき持続可能な都市像や、その年度に重点的に推進する主要事業の大枠の方針です。

一方で、個別の事業進捗における国の財政措置や補助金の動向に伴う執行手法の細かな選択や事務的な調整についてまで、その全てを施政方針に記述する性質のものではないと考えています。

今回の都市計画道路蟬屋長塚線の用地取得手法の変更については、令和8年2月の施政方針発表の後、本年4月に国から示された国庫補助金の配分内示額が当初の想定を下回ったという客観的な状況の変化があったからであります。この状況を受けて、市としては限られた財源の中で最善の執行方法をスピード感を持ちつつ、慎重に検討をしてきました。

その結果、事業を先送りするのではなく、土地開発公社の先行取得という有効な手法を機動的に活用することで、今年度の用地取得を計画どおり進め、来年度以降の補助金を最大限活用できるという財政上と事業進捗上のメリットを見いだしたことから、予算案を上程させていただきました。想定していなかった国の予算配分に対して執行停止することなく、最善の選択を行うことが、機動的で責任ある市政運営であると思っています。

今後も大局的な未来を見据えた、思慮深い施政方針をお示ししながら、日々変化する国政や社会情勢の動向に対しては、今回のように柔軟で最善の選択ができる市政運営に努めていきたいと思っています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 市長、答弁ありがとうございました。しかし、私は国の内示額の中で予算を執行し、市政運営をしていくと、これが基本だと思います。

以上申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時8分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

再 開

午後2時08分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

2番 ビアンキ恵子議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 2番、ビアンキ恵子です。3件の一般質問をさせていただきます。

1件目、犬山城入城の現状についてです。

要旨①入城登閣者が増えた現在、入城入り口の対応はどのようにされているか、お聞きします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

犬山城本丸内への入城については、チケットを所持されている方が順番に入城門前にお並びいただくこととなっており、例えばゴールデンウィークや秋の行楽シーズンの開城前後の時間帯や、団体での来城が集中したときなどは、一時的に待ち列が発生する場合があります。

あらかじめ混雑が予想される日には、城内スタッフを配置することや、急に混雑が激しくなった場合には、管理事務所の職員を配置し、待ち列の整理を行うなどの対策を行っています。

◎議長（大沢秀教君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） ありがとうございます。今の答弁で、来城者が集中したときにいろいろと対応していただけているということは感謝しています。でも、これから暑くなるし、朝でも30度近くなることもあるので、大変だと思いますけど、よろしくお願いします。

今回この質問をするのは、今年4月にニューヨークから高校生、先生を含め82名が犬山を訪れた際に、犬山観光のため犬山城に連れてきました。もともと9時前からとても混むということは聞いていたので、私たちは事前に周遊券を買って、入城口には8時半に並びました。人数も多いので、通訳ボランティアさんのグッドウィルガイドさんにも協力していただいて、生徒10名につき1人、引率の先生、私たちスタッフも付き添って、ほかの方たちの迷惑にならないよう並んで待っていました。

9時少し前になると、日本人の旅行団体が来て、一般観光客も来だしました。すると、某旅行会社の方が、もぎりをしている方のそばに来て、これはその方の言葉をそのまま言うと、「1人じゃなくて2人でやってよう、こちらも団体で次の予定があるんだから、もっと早くやってよ。」とか。また来て、うちのグループに対して「チケットを袋から出して準備してよ。外人だから分からないわね。」と言われて、でも実際生徒たちはみんなそうやっていました。

スタッフの1人がちゃんとやっているしと独り言、今度は横入り、ぱっと見たら知らない間に我々のグループの間に入り込んでいる。うちのほうは生徒はみんな高校のマークをつけたポロシャツを着ているので、しかもアメリカ人だし、どうやったって真ん中に入ったら横入り。私たちが注意しなきゃいけないんですけど、何で私たちがこんなことしなきゃいけないんだろうと思いました。

この話は、決して私たちだけに起こったことではないと思います。並んでいるときのマナーについても周知する必要があると思うんですけど、そういったマナーについても含めて、要旨②今後入城入り口の対応の仕方を、個人と団体に分けて考えるべきだと思うんですけど、どう考えているかお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

現在、入城門前では、個人と団体を分けることなく、入城登閣券をお持ちの方から順番にお並びいただいています。入城門で券をチェックし、門を通過した後は、ほとんどの方が直

接、天守登閣のため入り口に向かわれます。混雑時は天主入り口前の待ち列にお並びいただくことになります。

議員からご提案いただいた個人と団体の入城口を分けるという運用は、それぞれの待ち列の状況によって、天守に登閣する順番が入れ替わってしまう可能性があり、不公平が生じることとなるため、入城口を分けるという考えはございませんが、混雑緩和は大きな課題でありますので、待ち列をなるべく発生させないような入城管理全般について検討をしています。

待ち列にお並びいただく際のマナーにつきましては、現地の看板やホームページなどで周知を図るとともに、旅行会社に対しても改めて周知し、行程に余裕を持ってお越しいただけるようお願いしてまいります。

◎議長（大沢秀教君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） ありがとうございます。確かに犬山城の場合は、列は門を入っても、犬山城の直接の列ではないので、理解できます。

ホームページでは、なかなかマナーの周知しても、一般の観光客には届かないと思っているんですけど、今の答弁の中で、現地の看板については、絶対やるべきだと思っているんですけど、例えば最近のニュースで、奈良の公園の鹿にまたがる女の人とか、それから落書きとか、もうちょっとマナーもかなりひどいということもあります。

今のこの看板の件なんですけど、つくっていただけたら、これは私のアイデアなんですけど、わん丸君のデザインの看板に、例えばちゃんと並んでねとか、横入り駄目だよとか、何かただの四角い看板じゃなくて、わん丸君にそういうものをやれば、子どもも見えるし、もしもスタッフの人もそういう人がいたら、ちゃんとサイン見てよと言えるのでいいかなと。

あと、犬山駅の観光案内所のところでもチケット買えると思うんですけど、そこでも例えばわん丸君からのお願いだよって言って、そういう何か紙にそういったこと、マナーについての周知させるとか、何か、ただその厳しいことを書くんじゃなくて、そのかわいらしいわん丸君を使ってやるということもいいかなと。

スタッフさんもすごい大変だと思うので、一々説明するんじゃなくて、あの看板見てよとやれば、スタッフさんも楽になるし、あとちゃんとマナーを守って並んでいる観光客の方にも嫌な思いをさせないし。

犬山に観光する方の一番の目的は、犬山城を見ることだと思うので、そこで皆さんきちっとマナーを守ってくれる、そうすると、スタッフさんにもいいし、犬山市民にとっても、あそこすごいみんな、幾ら並んでもマナーさえよければいいかなと思うので、ぜひ検討していただければいいかなと思います。

次は、2件目です。保育士不足の対応についてです。

にじいろ保育園羽黒が開園したことで、市の保育園の状況も変わりました。今年度から育休退園制度も廃止になった今、あえてお聞きしたいと思います。

要旨①現状の保育士の人数、離職率については、令和6年度、令和7年度、またその理由についてお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

子ども未来園の令和8年4月1日時点の正規保育士の人数は127人です。子ども未来園に勤務する保育士の過去2年間の離職率は、令和6年度が正規保育士113人中、退職者は2人で1.8%、令和7年度は正規保育士118人中、退職者はなしで0%となっています。

令和6年度に離職した2名の退職理由につきましては、1名は家庭の都合、もう1名は結婚に伴う県外への転出です。なお、転出先においても保育士の職を継続していると聞いています。

令和8年度の保育士の配置状況としては、羽黒子ども未来園と羽黒北子ども未来園の統合及び民間委託に伴い、2園で勤務をしていた正規保育士16人を、他の子ども未来園等の施設へ配置替えをしました。

加えて、新規に12人の正規保育士を採用したことにより、かねてから市として導入を検討してきた育休退園制度の廃止を今年度から実施することが可能となりました。

令和8年度からは、保育士人材派遣や保育支援員派遣委託事業を取りやめましたが、令和8年4月時点において、市が雇用する正規職員、会計年度任用職員を適正に配置しており、現時点で保育士不足は生じてはいません。

◎議長（大沢秀教君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） ありがとうございます。この数字は、他市町にも自慢できると思います。担当課の方もすごい頑張ってみえた結果だと思います。

今回この質問は、今年度から育休退園制度の廃止が決まったことからです。廃止できたのは、以前から市民の皆さんがずっと訴えてこられたこと、市としても、にじいろ保育園羽黒が開園したことで、廃止する条件が整ったからだと思います。

今の答弁で、市の保育士さんの状況は、他市町と比べても人数、離職率からもとてもよいと思われます。実際、これ2024年の数字なんですけど、愛知県内で保護者が育休休業に入っても入園を継続できるのは12市町村、22%にとどまっています。42市町村、78%が育休退園を実施しているのが現状です。だから、この犬山市が廃止したのは、とってもすばらしいことかなと、市長もずっとそう考えてみえたと思うので、すばらしいと思います。

その中で、今回の犬山市のこの廃止は、子育てされる親御さんには本当に助かると思います。保育士さんが働きやすい環境があれば、子育てしやすい、移住計画の大きな選択に子育てしやすいは大きな条件です。子どもを産みやすい、育てやすい、2人目も安心して産めるなど、とても大切なことです。

そういう意味で、やっと育休退園制度廃止が始まった年度だからこそ、今、保育士の働く環境づくりを考える大事な機会だと思います。今の現状をこれからも確保し、働く環境も整える必要があります。若い保育士が結婚、出産後も長く働き続けられるようにするためには、年休も取りやすくしなければいけません。ほかにもいろいろな環境整備はあると思います。

要旨②保育士不足にならないために、どんな対策を取っているかについて、ご答弁をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども健康部長。

〔子ども健康部長 兼松君登壇〕

◎子ども健康部長（兼松光春君） ご質問にお答えします。

保育士不足とならないための対策としては、令和7年11月定例議会でピアネ議員のご質問にお答えしたとおり、新規採用に向けた保育士確保の取組や、フリー保育士の適正配置、さらには職場への定着を図るための離職防止への対応を進めております。

今年度も引き続き、実習生の受入れ強化といった、選ばれる自治体を目指す採用活動を展開するとともに、現場の負担軽減や風通しのよい組織づくりを通して、保育士がここで働きたい、安心して働き続けることができると感じられる魅力ある職場環境の整備に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） ピアネ議員。

◎2番（ピアネ恵子君） ありがとうございます。実は5月末にある保育士さんの団体の総会がありました。その中で、いろいろな意見が出ました。この場では個別の意見は控えさせていただきますが、当然、保育士不足は解消したものの、やはり働く環境なども変われば問題点も出てきます。

今の答弁で、現場の負担軽減や風通しのよい組織づくりをと言われました。保育体制は当然今までよりゆとりがあると聞いていますので、少しでも現場の保育士さんの職場環境がよくなるよう、現場の声を聞いていただき、対応していただけるようお願いします。

次に、件名3です。いじめ問題が起きたときの対応についてです。

今年度から教育長も代われ、教育委員会も人事異動がありました。その上で大事な課題と思っていますので、この問題について現状を含め、お聞きしたいと思います。

学校教育の中でも、いじめについては永遠に扱っていかなければいけない課題です。

要旨①市内の小・中学校において、令和7年度、令和8年度でいじめの相談がどのくらいあったか、また、どのような対応をされているかについてお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

いじめの状況については、毎月、各小中学校より教育委員会に報告することとなっています。この報告については、新たに認知したものだけでなく、継続してその状況の変化についても把握するため、解消したように見えても、しばらくは経過を報告し、事案ごとに教育委員会からの指導、助言を行いながら、慎重に取扱いを判断しています。

令和7年度の新規の認知件数は43件あり、前年度からの継続事案を含めた総数が56件で、うち見守り事案に移行したと判断したものは44件でした。

令和8年度につきましては、前年度からの継続事案が12件、5月末までに新たに認知した報告が11件、見守り事案に移行したものと判断したものは7件となっています。

次に、いじめの相談や訴えがあった場合の対応については、まずは被害を受けた児童生徒の安全確保を最優先に対応し、その上で関係する児童生徒や保護者、教職員から丁寧に聞き

取りを行うとともに、必要に応じて周囲の児童生徒からも情報収集を行い、事実関係の把握に努めます。

把握した内容については、各学校内に設置されているいじめ不登校対策委員会で情報を共有し、組織的に対応方針を検討し、被害児童生徒への支援及び加害児童生徒への指導を行うとともに、その対応の経過については、保護者へその都度説明し、いじめが解消されたと判断された場合も、その後も継続的な見守りを行いながら、再発防止に努めています。

◎議長（大沢秀教君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 私は、小学校も中学校も名古屋だったんですけど、正直言って、私の中には、いじめという言葉も多分そんなに聞いたこともないし、不登校になった生徒も見たことがなかったし、多分いろんな時代とか、そういったこともあって、多分この数字を聞くと、正直言って思ったより多いなと思いました。

もちろんほかの市町と比べているわけではないので分かりませんが、あとは前年度から継続している事案もあるということは、いじめが与える影響というのは長期化するということで、とても大変だと思います。

犬山市いじめ防止基本方針を見てみると、重大事案が起きたときには、市長、議会への報告となっています。重大事案というのは、いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとされています。

私は議員になってまだ丸3年ですけど、この重大事態に当たる事案の報告はありません。ただし、今回いじめに関係する議事録をいろいろ見てみると、もちろん大事な事案は全部非公開なので、どのようなことが話されたかまでは分かりません。ただ、いじめの傾向が、件数的には暴力、暴言の件数が多く、次に悪口、仲間外れ、無視するなどの嫌がらせ、それから今の時代だと思うんですけど、その他SNSとか、こういった事案がいろんな内容が多岐にわたっている。

また、令和5年度の認知件数は、直近3年間でも増加と書いてありました。不登校になる理由には、いじめが大きな理由の一つでもあり、また、実際、不登校になるまでにはいろんな問題もあって、時間も経過していきます。ただ、対応される方も人間ですし、感情もあるし、発した言葉がお互いを傷つけ合うこともあります。なので十分気をつけないと、事はさらに大きくなってしまうこともあります。

そして、不登校になったとき、子どもさん本人か親御さんから相談があると、調査があつてかなりの時間がかかります。最悪は、その状況を調査している間に、さらに状況が悪くなったり、学年が変わったり、卒業を迎えてしまうケースもあります。

いじめを全くなくすことはできないかもしれませんが、いかに事前に防げるかを考えると、事が小さなうちに対処することが重要です。このことは、いじめ防止基本方針にももちろんしっかり書かれています。市がいじめの兆候をどのように把握しているか。

要旨②いじめにより不登校になった場合の対応についてお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

加藤教育部長。

〔教育部長 加藤君登壇〕

◎教育部長（加藤憲夫君） ご質問にお答えします。

いじめの兆候を早期に発見するためには、日頃から学校が児童生徒との信頼関係を構築し、教員が小さな変化を見逃さず、適時適切に対応することが重要であると考えます。ふだんからの観察、教師間での情報共有に加え、全ての学校で夏休み前や冬休み前を中心に、年2回程度の教育相談期間を設け、アンケートによるいじめの兆候の把握を行い、気になる点があれば、実態把握と個人面談を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて保護者懇談などを通じて、家庭と連携しながら児童生徒の見守りを行っています。

いじめが要因となって不登校になった場合には、児童生徒の心身の安全と安心の確保を最優先に対応します。まずは、本人や保護者の思いを丁寧に受け止めるとともに、いじめの事実関係の把握と解消に向けた取組を進めます。

その上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら、児童生徒の心のケアに努めていきます。また、本人の希望に寄り添いながら、段階的に学校へ復帰できるよう、登校場所や学習支援など、児童生徒の状況に応じた学びの機会の確保を図っていきます。

いじめ防止については、教員一人一人の変化をくみ取る力、いじめを許さないという強い意志、そして学校の組織的な対応力が必要で、日々の向上が欠かせません。

教育委員会としましても、学校と教員の能力向上について継続的な指導と支援を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを進め、児童生徒に寄り添ってまいりたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） ありがとうございます。今の答弁内容は、平成28年4月に制定された犬山市いじめ防止基本方針に書かれている内容だと思います。私も読みました。実際、議事録も読みましたし、それから設置されている委員会とかマニュアルも見ました。担当課とも話しました。本当に皆さんが協力して、指導、支援をされていることは十分理解しました。

今の答弁で、教員が小さな変化を見逃さずと言われましたが、実際今は、教員自身もストレスを抱えている、教師自身が休職というケースも珍しくありません。そういった中で、今現在も新たないじめの報告があります。

最後に、教育長へのお願いとしてですけど、いじめについては、犬山市いじめ問題対策連絡協議会、犬山市いじめ問題専門委員会が設置されているし、市内小中学校には校内いじめ対策委員会、各校が設定しているいじめ防止基本方針があります。

実際こういったいろんな委員会とか、それからマニュアルとかつくっているんですけど、扱う人は、人ですよね。ということは、誰が扱うかによっても、判断はすごい様々だし、起きている事案も全部同じではないし、だから本当に注意して扱っていかなければいけないので、一番大事なのは、子どもたちのやっているアンケート調査、それが一番、本当に子どもの意見を吸い上げる大きなもので、子どもたちからのサインを見逃さないための大きな情報だと思うので、今現在もやっぱりいじめで学校に行けない、それから、本当に学校に行きたいけど行けない。一度休んでしまうとなかなか復帰が難しい。特に中学校は高校受験もあるから

授業についていけないとか、すごくたくさんいろんなことがあるので、ぜひいろんな委員会も活用してほしいし、それからサポートも、さらに体制強化とかもしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時37分 休憩

再 開

午後 2 時38分 開議

◎議長（大沢秀教君） それでは、本会議を再開いたします。

ビアンキ恵子議員。

◎2 番（ビアンキ恵子君） 先ほど私としては質問ではなくて、一度終わると言ったので、この件についてはまた次回お聞きできればいいかなと思いますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 2 番 ビアンキ恵子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日18日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時39分 散会